

[事案 28-26] 契約無効請求

・平成 28 年 11 月 24 日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

契約時に募集人から保障内容等の説明がなかったこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 6 月に契約した収入保障保険について、以下の理由により、契約を無効としてほしい。

- (1) 契約時に募集人から保障内容等の説明がなかった。
- (2) 募集人を信頼していたので、他社の保険より保障内容が優れていると信じていた。
- (3) 募集人が一部の契約書類を代筆した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件契約は、募集人が申立人から保険の見直しの相談を受けて提案したものであり、申立人代表者等に各種資料を用いて複数回説明したうえで契約に至っていることも踏まえると、申立人は契約内容を把握していたはずである。
- (2) 申立人から提出された契約書類に不備があったため、募集人が代筆した箇所があるが、申込書には申立人の取締役が記名押印していること等からすると、契約の成立に影響を与える事情とは言えない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人代表者およびその配偶者ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件契約の無効を認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条 1 項にもとづき、手続を終了した。